

富谷市記者会見資料①

令和5年12月27日

保健福祉部子育て支援課

担当：高橋

連絡先：022-358-0516

富谷市子育て世帯物価高騰対策支援事業

本市では、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた子育て世帯の生活を支援するため、高校生相当の年齢の子どもがいる世帯に対し、「富谷市子育て世帯物価高騰対策緊急支援給付金」を給付します。

報道機関の皆様におかれましては、ぜひ取り上げていただきますようお願いいたします。

記

1. 支給対象者

下記基準日時点で富谷市に住民票のある高校生相当年齢の子ども（平成17年4月2日～平成20年4月1日生まれ）の保護者

2. 基準日：12月1日、令和6年3月1日、令和6年3月31日

※ただし、子どもが婚姻した場合は除く。

3. 給付額

対象の子ども一人につき 1万円

4. 支給時期・支給方法

(1) 基準日が12月1日の支給対象者に対し、令和6年2月末日までに支給する。

(2) 富谷市こども医療費の振込先口座として登録されている金融機関の口座に振り込む。